

「公契約大綱」の見直しの概要

1 見直しの趣旨

令和元年6月改正の「新・担い手3法（※）」（以下「新3法」という。）において、公共工事の発注者・受注者の基本的な責務や建設工事・建設業に関する具体的なルールとして掲げられた「働き方改革の推進」、「生産性向上への取組」、「災害時の緊急対応強化」等の措置のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化等へ向け、府として取組の拡充を行うものについて大綱に反映させるため、見直しを行うもの。

※ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの（令和元年6月成立、順次施行中）

2 主な見直し事項

（1）働き方改革の推進に係る改正

- ・ 工事従事者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期の設定
- ・ 債務負担行為や明許繰越を活用した翌年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組による施工時期の平準化

（2）災害時の緊急対応強化に係る改正

- ・ 手続きの透明性等に留意した随意契約や指名競争入札の活用など、緊急性に応じた入札・契約制度の選択
- ・ 災害時における見積徴取による予定価格の設定

（3）生産性向上への取組に係る改正

- ・ 情報通信技術の活用による工事関係情報の集約化・可視化の推進、情報共有システムや検査書類簡素化による作業の効率化

3 施行日

令和2年7月7日